

第17期 決算公告

平成24年6月29日

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
 三井住友信託銀行株式会社  
 取締役社長 常陰 均  
 (旧中央三井アセット信託銀行株式会社分)

旧中央三井アセット信託銀行株式会社

貸借対照表 (平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	21,517	預金の	55
預け	21,517	その他の預	55
有価証券	16,214	コールマ	25,000
国債	15,998	その他の負	7,211
株	216	未払法人税	1,653
その他の資	27,986	未払法人費	2,713
前払費用	107	前払受取	32
未収	8,064	資産除	452
未収	7,860	預金利子	1,163
前払年金費	10,442	未払	798
その他の	1,511	賞与引当	396
有形固定資	241	退職給付引	441
建物	4	移転関連費	6
その他の有	236	負債の部	33,052
形固定資	3,566		
無形固定資	2,900	(純資産の部)	
ソフトウェア	665	資本剰余	11,000
繰延税金	3,325	資本準備	21,246
		利益剰余	7,552
		その他の利益	7,552
		繰越利益	7,552
		株主資本	39,798
		その他の有価証券	△0
		評価・換算差額	△0
		純資産の部	39,797
資産の部合計	72,850	負債及び純資産の部合計	72,850



## 第17期 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	10年～50年
その他	3年～8年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

##### (2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

##### (2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理

##### (追加情報)

平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社及び住友信託銀行株式会社と合併を行ったことに伴い、同日付で、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び退職一時金制度からなる新退職給付制度へ移行いたしました。

本移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号平成14年1月31日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号平成19年2月7日改正）を適用しております。

本移行に伴い、退職給付債務は183百万円減少し、過去勤務債務が同額発生しており、当事業年度より、発生年度の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理しております。

なお、本移行が当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(3) 移転関連費用引当金

移転関連費用引当金は、東京地区拠点ビルの統廃合に伴い発生する損失に備えるため、合理的な見積額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表関係)

1. 担保に供している資産は、資金決済等の担保として有価証券 15,998百万円を差し入れているほか、信託業法等に基づき現金預け金25百万円を差し入れております。また、その他の資産のうち敷金は936百万円であります。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,806百万円
3. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権及び金銭債務はありません。
4. 関係会社に対する金銭債権はありません。
5. 関係会社に対する金銭債務はありません。
6. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上する必要があります。但し、当該剰余金の配当をする日における資本準備金又は利益準備金の額が当該日における資本金の額以上である場合は、資本準備金及び利益準備金何れも積み増しを要しないため、当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額はあります。
7. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準）は36.90%であります。

(損益計算書関係)

1. 「その他の特別損失」は、統合関連費用714百万円であります。
2. 関係会社との取引による費用
 

役務取引等に係る費用総額	287百万円
その他の取引にかかる費用総額	64百万円
3. 関連当事者との取引
 

兄弟会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	なし	信託事務の再委託	再信託報酬等の支払(注)1.3.	7,850	未払費用	1,768
				信託報酬等及び再信託報酬等の資金決済(注)2.	4,046	未収金	7,833

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 信託事務の再委託により支払う再信託報酬等は、同社が負担した事務受託に要した費用及びインフラ設備費用等を勘案して決定しております。
2. 同社は、当社が委託者から受け取る信託報酬等について、当社が同社に支払う再信託報酬等を控除した後の純額を交付しております。なお、取引金額は四半期ごとの期末残高の平均値を記載しております。
3. 「再信託報酬等の支払」の「取引金額」については消費税等を含めておりません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、年金信託・証券信託をコアに、ホールセール信託に特化した信託銀行であり、信用リスクはもとより、市場リスクや流動性リスクを原則取らない経営方針としております。このため、市場関連取引も決済担保用国債の購入とそれに必要な最小限の資金の調達に限定しております。

また、デリバティブ取引は利用しておりません。

なお、当グループ（三井住友トラスト・グループ）全体のリスクについては、持株会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社がそのモニタリングを行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

① 金融商品の内容

有価証券は、決済担保用国債、小規模の政策投資株式を保有しております。

② 信用リスク

当社では原則として貸出は行わないため、信用リスクは限定的なものにとどまりますが、その対象はコール・譲渡性預金などのインターバンク取引などであります。

③ 市場リスク

当社は、年金信託・証券信託をコアに、ホールセール信託に特化した信託銀行であり、市場関連取引は資金繰りおよび決済担保用国債の調達に係るものに限定しているなど、極めて限定的なリスクしか取らない方針としております。

市場リスク管理の対象には、バンキング業務における債券ポートフォリオ、政策投資株式などを包括的に含めております。

④ 資金調達に係る流動性リスク

当社は、一般的な銀行のように事業法人や個人からの預金の受入、貸出などの業務や、収益獲得を目的とした有価証券等運用業務などを行っていないため、流動性リスクは、決済担保用国債の購入にかかる資金繰りに限定されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、リスク管理の基本的枠組みを「リスク管理規程」に定め、リスク管理の統括部署としてリスク統括部を設置し、リスクの適切な管理に努めております。

① 信用リスクの管理

当社では、信用リスク管理の具体的内容を「信用リスク管理規程」で定め、適切な管理に努めております。

信用リスクの管理は、コール・譲渡性預金などのインターバンク取引などを対象として、リスク統括部が行っております。信用リスク管理の制度として、信用リスクの計測、モニタリング・報告、資産査定、新商品・新規業務導入時のリスク評価の方法を定めております。

② 市場リスクの管理

当社は、年金信託・証券信託をコアにホールセール信託に特化した信託銀行であり、市場関連取引は資金繰りおよび決済担保用国債の調達に係るものに限定しているなど、極めて限定的なリスクしか取らない方針としておりますが、市場リスク管理の具体的内容を「市場リスク管理規程」などに定め、適切な管理に努めております。

市場リスク管理の対象には、バンキング業務における債券ポートフォリオ、政策投資株式などを包括的に含めております。

市場関連取引については、取引を実施するフロントオフィス部門に対して、バックオフィス部門が取引内容の確認を行い、ミドルオフィス部門が市場リスクの管理を行うことにより、相互に独立した部門間で牽制が働く体制をとっております。ミドルオフィス部門であるリスク統括部は、市場リスク全般のモニタリングおよびレポートを日々行い担当役員へ報告するとともに月次で経営会議へ報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクについては、資金ギャップなどについてガイドラインを設定し、遵守状況をモニタリングすることにより管理を行っているほか、緊急時の対応策を定め、機動的な対応ができるようにしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金			
預け金	21,517	21,517	-
(2) 有価証券			
その他有価証券			
国債	15,998	15,998	-
資産計	37,515	37,515	-
(1) 預金			
その他の預金	55	55	-
(2) コールマネー	25,000	25,000	-
負債計	25,055	25,055	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

預け金は、すべて満期のない預け金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

国債は、日本証券業協会公表の「公社債店頭売買参考統計値（平均値）」の利回りに基づいて計算した価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」

に記載しております。

## 負債

### (1) 預金

預金は、すべて要求払預金であり、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

### (2) コールマネー

コールマネーは、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式 (注)	216

(注) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	21,517	-	-	-	-	-
有価証券	16,000	-	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	16,000	-	-	-	-	-
国債	16,000	-	-	-	-	-
合計	37,517	-	-	-	-	-

(注4) 預金及びコールマネーの決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金 (注)	55	-	-	-	-	-
コールマネー	25,000	-	-	-	-	-
合計	25,055	-	-	-	-	-

(注) 預金は、すべて要求払預金であり、「1年以内」に含めて開示しております。



(有価証券関係)

1. その他有価証券（平成24年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計 上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの	債券	-	-	-
	国債	-	-	-
貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの	債券	15,998	15,999	△1
	国債	15,998	15,999	△1
合計		15,998	15,999	△1

(注) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。内容及び貸借対照表計上額は、(金融商品関係)に記載しております。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)  
該当ありません。
3. 保有目的を変更した有価証券  
該当ありません。
4. 減損処理を行った有価証券  
該当ありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

退職給付引当金	3,438 百万円
減価償却限度超過額	703 百万円
その他有価証券評価差額金	0 百万円
未払事業税	130 百万円
賞与引当金	167 百万円
その他	409 百万円
繰延税金資産小計	4,849 百万円
繰延税金負債との相殺	△1,524 百万円
繰延税金資産合計	3,325 百万円

繰延税金負債

退職給付信託設定益	1,168 百万円
その他	356 百万円
繰延税金負債小計	1,524 百万円
繰延税金資産との相殺	△1,524 百万円
繰延税金負債合計	－ 百万円

差引：繰延税金資産の純額 3,325 百万円

2. 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.67%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については37.99%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.62%となります。この税率変更により、「繰延税金資産」は277百万円減少し、「法人税等調整額」は277百万円増加しております。

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額	66,329円59銭
1株当たりの当期純利益金額	8,777円99銭

（重要な後発事象）

当社、中央三井信託銀行株式会社（以下「中央三井信託銀行」という。）及び住友信託銀行株式会社（以下「住友信託銀行」という。）の3社は、平成24年4月1日を効力発生日として合併する旨の「合併契約書」を平成23年12月26日付で締結いたしました。上記契約に基づき、当社、中央三井信託銀行及び住友信託銀行の3社は、平成24年4月1日付で合併し、会社名を三井住友信託銀行株式会社に変更しております。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

① 結合企業

名称	住友信託銀行
事業の内容	信託銀行業

② 被結合企業

名称	当社
事業の内容	信託銀行業
名称	中央三井信託銀行
事業の内容	信託銀行業

(2) 企業結合日

平成24年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

住友信託銀行を吸収合併存続会社とし、当社及び中央三井信託銀行を吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

三井住友信託銀行株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

旧中央三井トラスト・グループと旧住友信託銀行グループは、これまで以上に、お客様にトータルなソリューションを迅速に提供する専門性と総合力を併せ持った新しい信託銀行グループ「The Trust Bank」を創り上げることを目的として、平成 23 年 4 月 1 日に経営統合を行い、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（平成 23 年 4 月 1 日付けで中央三井トラスト・ホールディングス株式会社が商号変更しております。以下「三井住友トラスト・ホールディングス」という。）が誕生しました。

今般、経営統合の目的に鑑み、統合効果を最大化するために、三井住友トラスト・ホールディングス傘下の信託銀行 3 社が合併し「三井住友信託銀行株式会社」として発足するものです。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号 平成 20 年 12 月 26 日改正）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号 平成 20 年 12 月 26 日改正）に基づき、共通支配下の取引として処理いたします。

(参考)

信託財産残高表（平成24年3月31日現在）

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
有 価 証 券	75,120	金 銭 信 託	7,876,773
信 託 受 益 権	29,135,973	年 金 信 託	6,599,094
金 銭 債 権	1,252,745	投 資 信 託	11,859,458
現 金 預 け 金	25,485	金銭信託以外の金銭の信託	318,824
		有 価 証 券 の 信 託	1,451,134
		金 銭 債 権 の 信 託	1,277,830
		包 括 信 託	1,106,209
合 計	30,489,325	合 計	30,489,325

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。  
3. 信託受益権には、資産管理を目的として再信託を行っている金額 29,121,203百万円を含んでおります。  
4. 共同信託他社管理財産 2,491,994百万円  
5. 元本補てん契約のある信託については、取扱残高はありません。